

事 務 連 絡

令和5年2月20日

各都道府県（沖縄県を除く）教育委員会
施設主管課都道府県立・助成担当係 御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
施設助成課整備計画係

令和5年度に係る学校施設環境改善交付金事業の確認等について（依頼）

平素より、公立学校施設整備費の執行事務に御尽力いただき、御礼申し上げます。
令和5年度の事業採択等に向けた基礎資料とするため、事業の確認等をお願いします。
貴都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会にも確認の上、取りまとめて提出してください。

【連絡先】

文部科学省（電話：03-5253-4111(代表)）
大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課
整備計画係（内線 2462）
初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室
助成係（内線 2383）
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付
施設整備係（内線 2672）

1. 対象事業

- ・「令和4年度第2次補正予算（案）への事業前倒し及び新規計上について（依頼）」（令和4年11月9日付け事務連絡、以下「11月依頼」）及び「【重要（~~メ~~切：2月6日（月）15:00）】学校施設環境改善交付金の取止め・減額及び追加内定の希望調査について（令和4年度第2次補正予算）」（令和5年1月27日付けメーリングリスト、以下「1月依頼」）に計上した学校施設環境改善交付金事業
- ・「11月依頼」及び「1月依頼」に未計上で、令和5年度に実施を希望する学校施設環境改善交付金事業

※別紙4のスポーツ庁所管事業については、令和4年度第2次補正予算の対象事業を除き原則新規計上はできません。

なお、スポーツ庁所管事業（令和5年度当初予算分）について新規計上を行いたい場合は、必ずスポーツ庁に個別相談ください。

2. 確認内容

以下の対象事業について、別紙1～4の内容及び別添1、2、3を踏まえてデータを確認し、追記又は修正してください。変更のない箇所は削除せず残してください。事業の面積等の減、配分基礎額又は実工事費等の減額がある場合は併せて必ず修正してください。

なお、事業の面積等の増や配分基礎額又は実工事費等の増額を希望する事業がある場合には、増額分のみを1事業として新規計上してください。

○ 令和5年度対象事業

- ・＜別紙1＞大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課の所管事業（学校給食施設整備事業を除く。）
- ・＜別紙2＞大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課の所管事業（学校給食施設整備事業）
- ・＜別紙3＞初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室の所管事業
- ・＜別紙4＞スポーツ庁参事官（地域振興担当）付の所管事業

3. 事業計画への計上に当たり提出が必要な書類

① 補助要件を確認するための資料

「令和5年度建築計画（5月調査）の事前確認について（令和4年5月6日付け事務連絡）」における必要書類のうち、未提出のものや内容を修正したものがある場合は御提出ください。すでに提出しているものから修正等がない場合は提出不要です。

② 屋内運動場の空調設置に係る資料

屋内運動場の空調設置については、効率的・効果的な施設整備の観点から、建物の

断熱性の確保が重要です。事業計上に際しては、別添4「既存屋内運動場への空調機設置に関する留意点」を必ず確認の上、書類の提出が必要な場合は適宜対応をお願いします。

なお、上記の趣旨に鑑み、断熱性の確保が行われない場合には、採択は行わないこととします。

③ 複合化・集約化による算定割合の引上げを希望する場合の資料

危険改築、不適格改築、予防改修を除く長寿命化改良のうち、学校施設以外の公共施設と複合化・集約化を図ることによる算定割合の引上げを希望するものがある場合には、別添5「令和5年度公共施設との複合化・集約化に係るチェックシート」を御提出ください。

また、当該事業において学校施設と複合化・集約化を行う相手方となる公共施設の現在（整備前）の面積が確認できる資料（平面図等）と、当該事業における配置図及び平面図（整備後）を併せて提出ください（学校施設部分と相手方となる公共施設部分の別がわかるよう、色塗り等により図示）。

※複合化・集約化を図る整備及び特別支援学校の教室不足解消を図る整備を併せて行う場合、後者の要件確認（別添3参照）を優先して行うため、複合化・集約化の要件確認（チェックシート、図面の提出）は不要です（別添2「1. 特別支援学校の教室（普通教室及び特別教室）不足解消のために行われる整備（危険改築、不適格改築、長寿命化改良、大規模改造（教育内容）の算定割合引上げ」参照）。

④ 地中熱利用設備、雪氷熱利用設備、小水力発電設備の設置への補助に係る資料

太陽光発電等導入事業のうち、地中熱利用設備、雪氷熱利用設備、小水力発電設備の設置の補助を受ける場合には、別添6「地中熱利用設備、雪氷熱利用設備、小水力発電設備への補助に係るチェックシート」及びチェックシートの数値が確認できる計算書を御提出ください。

4. 提出方法

①事業計画データ

- ・執行事務管理システム（以下「システム」）で、事業計画データを送信してください。
 - ・システムの入力方法については、別添の「システム作業手順書」を御確認ください。
- ※現在、令和4年度第2次補正予算の内容変更・追加募集事業の内定に向けた作業を行っていますので、2月下旬の内定及びその後の執行事務管理システムのバージョンアップ・年度切替作業後に本作業を行っていただきますようお願いいたします。

②事業計画への計上に当たり提出が必要な書類

- ・上記3. ①～④の資料について、seibikeikaku@mext.go.jp宛にメールで御提出ください。

5. 提出期限

令和5年3月10日（金）15：00 厳守

※昨今、提出期限後のデータ修正等の問い合わせが多数寄せられておりますが、期限後の追加・修正は受け付けられませんので、御承知おきください。

6. 事業内容の精査に係る留意事項

・「学校施設環境改善交付金交付要綱」（平成23年4月1日付け23文科施第3号）及び「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」（平成18年7月13日付け18文科施第188号）等に規定する補助条件を確認の上、適切な事業内容及び面積等を提出してください。

・内容が精査されていないまま採択された事業が不用を生じさせている事例が多く見受けられ、こうした不用の発生が今後の事業の採択数に支障を生じさせる可能性があるため、内容の精査が十分に行われていない事業をそのままデータ送信することは厳に慎んでください。

具体的には、

- ・事業の実施が不確定な事業は一切計上しないでください。
- ・設計業務等の進捗を確実に反映させた事業内容に修正して計上してください。
- ・事業内容のうち、経費の補助対象内外の整理の精査を十分に行った上で計上してください。

上記の観点等を十分に加味した上で、事業内容の精査が確実に行われたもののみをデータ送信してください。

7. 再計上事業に係る留意事項

・限られた予算を有効に活用する観点から、令和5年度中に交付決定を受けた事業で、特別な理由（※）なく令和5年度中に不用としたものについては令和6年度以降も採択しませんので、御留意ください。

・過去に交付決定を受けたものの特別な理由（※）なく不用が発生した事業については、採択の対象事業としませんので、御留意ください。

※交付決定を受けたにも関わらず設置者負担分の予算が確保できない場合などは、基本的に「特別な理由」には含まれず、再計上することはできません。

・過去に交付決定を受けたものの不用が発生した事業で、特別な理由があるとして再度の採択を希望する場合は、必ず文部科学省に事前相談を行い、事業計画への計上を認められた事業については、別添3を確認の上、事業計画への計上を行ってください（「令和5年度建築計画のフォローアップ調査について（依頼）」（令和4年9月27日付け事務連絡）又は「11月依頼」への計上時にすでに文部科学省との事前相談を行い、再計上を認められた事業は、再度の事前相談は不要です）。

なお、上記事前相談を行ったことをもって採択を確約するものではありません。

8. その他の留意事項

- ・本確認をもって採択を確約するものではありません。
- ・事業を実施しない場合のデータ提出は不要です。なお、期限までに提出がない場合、令和5年度に計画する事業がないものと判断させていただきますので、万が一、提出が遅れる場合には必ず期限前に整備計画係まで御一報ください。
- ・交付金事業においては、令和4年度第2次補正予算と令和5年度当初予算を一体で執行することとしており、令和4年度第2次補正予算の対象事業については、希望しない場合においても、来年度当初に当省にて繰り越した予算（本省繰越し）にて措置する可能性が非常に高いことを予め御了承願います。
- ・上記のことから、令和5年度内に事業が完了しなかった場合、翌年度に事業を継続しようとすると「事故繰越」となる可能性もあることから、工期や工事出来高等の設定に十分留意し、必要に応じて事業の見直しをお願いします。

令和5年度の対象事業等について（案）

（文教施設企画・防災部施設助成課所管事業（学校給食施設整備事業を除く。））

1. 採択方針（案）

令和5年度に係る対象事業等については、「令和5年度に係る学校施設環境改善交付金事業の確認等について（依頼）」（令和5年2月20日付け事務連絡）に計上された事業のうち、予算の範囲内で以下の[a]から[e]に該当する事業を優先し、次に、予算の状況等を踏まえて、以下の[f]に該当する事業とすることを検討しています（ただし、[d]から[f]は、「令和5年度建築計画のフォローアップ調査について（依頼）」（令和4年9月27日付け事務連絡、以下「10月調査」）以降に新規計上された事業を除く。）。

なお、採択に当たっては、各設置者における計画事業の着手時期、個別施設計画の策定状況、学校施設の耐震化状況及び維持管理への取組状況を踏まえることとします。

また、交付金額の算定に当たっては、国土強靱化地域計画の策定状況等を踏まえ、加減算することとします。

- [a] 耐震化事業
- [b] 防災機能強化事業
- [c] 特別支援学校の新增築等に係る事業、バリアフリー化事業
- [d] 学校統合に係る事業
- [e] 長寿命化改良事業
- [f] トイレ改修事業、空調設置事業
- [g] 上記[a]から[f]に該当しない事業

2. 対象事業の具体的な内容

- [a] 耐震化事業
 - ・ 構造上危険な状態にある建物の改築【交付要綱別表1第1項】
 - ・ 不適格改築【交付要綱別表1第3項】
 - ・ 津波移転改築【交付要綱別表1第4項】
 - ・ 補強【交付要綱別表1第5項】のうち、 I_s 値 0.7 未満又は q 値 1.0 未満（ $CTU \cdot SD$ 値 0.3 未満）の鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物、もしくは I_w 値 1.1 未満の木造建物

[b] 防災機能強化事業

- ・防災機能の強化に関する事業【交付要綱別表1第35項】

[c] 特別支援学校の新增築等に係る事業、バリアフリー化事業

- ・特別支援学校（幼稚部）の新增築【交付要綱別表1第12項】
- ・特別支援学校（高等部）の新增築【交付要綱別表1第13項】
- ・特別支援学校の用に供する既存施設の改修【交付要綱別表1第14項】
- ・大規模改造（バリアフリー化）【交付要綱別表1第7項オ】

[d] 学校統合に係る事業

- ・学校統合に伴う既存施設の改修【交付要綱別表1第8項】のうち、交付申請時に学校統合又は義務教育学校の設置について、条例又は条例に基づく規則等で定められている（見込みを含む）事業

[e] 長寿命化改良事業

- ・長寿命化改良事業【交付要綱別表1第2項】

[f] トイレ改修事業、空調設置事業

- ・大規模改造【交付要綱別表1第7項ア】のうち、トイレ改修事業
- ・大規模改造【交付要綱別表1第7項ア】のうち、空調設置事業

[g] 上記[a]から[f]に該当しない事業（[d]から[f]の10月調査以降新規計上分を含む。）

令和 5 年度の対象事業等について（案）

（文教施設企画・防災部施設助成課所管事業（学校給食施設整備事業））

1. 採択方針（案）

交付要綱別表 1 第 21 項及び第 22 項に掲げる事業について、令和 5 年度に係る対象事業等は、原則として「令和 5 年度に係る学校施設環境改善交付金事業の確認等について（依頼）」（令和 5 年 2 月 20 日付け事務連絡）に計上された事業から、予算の範囲内で以下の（ア）から（エ）の順により採択することを検討しています。

なお、学校給食施設に防災機能を備える事業（注 1）について、各類型内で優先的に扱うとともに、交付金額の算定に当たって一定程度配慮することも併せて検討しています。

（ア）過年度又は令和 4 年度に学校施設環境改善交付金の交付決定を受けた事業に係るⅡ期目以降の事業（注 2）

（イ）新たに学校給食を開始することに伴い、学校給食施設を整備する事業（注 2）

（ウ）次の観点を経営的に考慮して採択順位を判断（注 2）

①特別支援学校における学校給食の実施に必要な単独校調理場又は共同調理場（当該施設から配食を受ける学校の中に特別支援学校を含む共同調理場）であるか否か

②既存施設の整備後経過年数（注 3）

③震災等の要因により、他の学校給食施設の稼働が困難となった際に、一時的な支援を行うことを前提とした調理場であるか否か

④定住自立圏構想に関する取組であるか否か（注 4）

（エ）10 月調査以降に新規計上された事業（注 5）

注 1）被災した際に、自治体が炊き出し等の支援を行うために、①新たに災害時に備えた備蓄機能を設けるとともに、②地域防災計画等において、災害時における当該施設の活用を明示している又は明示される見込みがある事業を指す。

注 2）（ア）から（ウ）については 10 月調査以降に計上して採択された事業を除く。

注 3）関連する既存施設が複数ある場合は、当該各施設の平均の経過年数とする。

注 4）当該学校給食施設について、「定住自立圏構想推進要綱」（平成 20 年 12 月 26 日付け総行応第 39 号）に基づく「定住自立圏形成協定」又は「定住自立圏共生ビジョン」に明記されている場合に限る。

（総務省 HP：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/）

注 5）（エ）に該当する事業の中の採択順位は（ア）から（ウ）に準ずる。

2. 対象事業の具体的な内容

1. に示す（イ）に該当する事業の具体的な内容は、以下のとおりとします。

- 新たに学校給食を開始することに伴い、学校給食施設を整備する事業
 学校給食を新たに開始する、ミルク給食から完全給食へと移行する等に伴い、
 学校給食施設を新たに整備する事業が該当します。（詳細は下表参照）

	整備の形態	学校給食実施の状況	該当・非該当
単独調理場	新たな施設の建築 (分離新設校又は統合に伴う新設校で、調理場等をそれまで学校ではなかった土地に新築整備するものを含む。)	新規	該当
	既存施設の増築又は建替え	実施済	非該当
共同調理場	新たな施設の建築	全学校が新規	該当
		全学校が実施済	非該当
		一部学校が新規	該当
	既存施設の増築	全学校が実施済	非該当
		一部学校が新規	該当
	既存施設の建替え	全学校が実施済	非該当
一部学校が新規		該当	

3. その他

個別調査項目（採択方針）への区分の記載は、本紙の区分により記載すること。その際、（ウ）の区分のうち①、③、④に該当するものについては当該番号まで記載すること。

また、（エ）については、（ア）から（ウ）で示す区分を括弧付きで記載すること（例：「エ（ウ③④）」）。

令和5年度の対象事業等について（案）

（初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室所管事業）

1. 採択方針

令和5年度に係る対象事業については「令和5年度に係る学校施設環境改善交付金事業の確認等について（依頼）」（令和5年2月20日付け事務連絡）に計上された事業（ただし、「令和5年度建築計画のフォローアップ調査等について（依頼）」（令和4年9月27日付け事務連絡、以下「10月調査」以降）に新規計上された事業は除く。）のうち、個別施設計画の策定状況を踏まえ、予算の範囲内で以下の[a]に該当する事業を優先し、次に、予算の状況等を踏まえて、以下の[b]、[c]に該当する事業とすることを検討しています。

- [a] 実習船建造事業
- [b] 令和4年度計上事業で、現在未採択の事業
- [c] 上記[a]に該当しない事業

2. 対象事業の具体的な内容

- [b] 令和4年度計上事業で、現在未採択の事業
 - ・産業教育施設の整備【交付要綱別表1第20項】のうち、令和4年度建築計画に計上していた事業で、未採択となっている事業

令和 5 年度の対象事業等について（案）
（スポーツ庁参事官（地域振興担当）付所管事業）

1. 採択方針（案）

令和 5 年度に係る対象事業等については、「令和 5 年度フォローアップ調査について（依頼）」（令和 4 年 9 月 27 日付け事務連絡。以下「10 月調査」。）に計上されたスポーツ庁所管事業であって、予算の範囲内で、以下の[a]、[b]に該当する事業を優先し、次に予算の状況等を踏まえて、以下の[c]から[h]に該当する事業を優先することを検討しています（ただし、[a]～[i]は、10 月調査以降に新規計上された事業を除く）。

なお、採択に当たっては、個別施設計画の策定状況等を踏まえることとします。また、交付金額の算定に当たっては、国土強靱化地域計画の策定状況等を踏まえ、加減算することとします。

- [a] 過年度又は令和 4 年度に学校施設環境改善交付金の交付決定を受けた事業に係るⅡ期目以降の事業
- [b] 社会体育施設の耐震化事業【交付要綱別表 1 第 27 項に掲げる事業】
- [c] 特別支援学校の施設整備事業【交付要綱別表 1 第 30 から 34 項に掲げる事業】
- [d] 浄水型水泳プール整備事業
 - ・地域水泳プール新改築事業及び学校水泳プール新改築事業【交付要綱別表 1 第 24、30 項及び 32 項に掲げる事業】のうち浄水型プール事業
- [e] 著しい老朽化により行う社会体育施設改築事業
 - ・耐震化事業を除く社会体育施設整備事業【交付要綱別表 1 第 23 から 26 項に掲げる事業】のうち、建築後 40 年を経過した著しい老朽化により行う改築事業
- [f] 学校水泳プール耐震補強事業【交付要綱別表 1 第 33 項に掲げる事業】
- [g] 武道場整備事業
 - ・地域武道センター新改築事業【交付要綱別表 1 第 26 項に掲げる事業】
 - ・中学校武道場新改築事業【交付要綱別表 1 第 34 項に掲げる事業】
- [h] PFI 事業
- [i] 都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」の「居住誘導区域」に含まれる施設の事業
- [j] 上記 [a] から [i] に該当しない事業

個別調査項目への記載について

No	項目	対象事業	記載事項	記載内容
3 ※	個別施設計画の 策定状況	全ての事業	令和5年4月1日時点 での策定状況	
			・策定済み	策定済
			・上記以外	未策定
14	国土強靱化地域 計画の策定状況	全ての事業	令和5年4月1日時点 で計画が策定済みの自治体	
			①計画に基づき実施される事業	○
			②計画には基づいていない事業	△
			令和5年4月1日時点 で計画が未策定の自治体	未策定
5	新增改築事業	【施設助成課所管事業】 ※幼稚園（認定こども園を除く）を含む。	以下①～②の要件すべてに該当する学校の場合、浸水対策のために整備する雨水貯留槽の m^3 数（補助単価に2.0%加算します） ①水防法に規定された浸水想定区域内に立地しており、かつ、市町村地域防災計画で要配慮者利用施設として位置づけられている ②新增改築する建物の基礎部分に雨水貯留槽を整備する	改築 $○○m^3$ 新築 $○○m^3$ 増築 $○○m^3$
23	地方での財源措置	「11月依頼」及び「1月依頼」に未計上で、令和5年度に実施を希望する事業	申請事業に係る地方での財源措置	RO. ○月議会議決済 RO. ○月議会上程予定／上程中

24	給食施設の 防災機能強化	学校給食施設整備事業	別紙2の注1の条件を 満たすもの(補助単価に 3.0%加算します)	○
25	採択方針	全ての事業	別紙1~4に基づいて該 当するものを記入	

※個別調査項目 No3「個別施設計画の策定状況」について、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により確認できる場合(学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

<制度改正等に伴う変更点>

1. **特別支援学校の教室（普通教室及び特別教室）不足解消のために行われる整備（危険改築、不適格改築、長寿命化改良、大規模改造（教育内容））の算定割合引上げ**
令和4年度：1/3
令和5年度：1/2（算定割合の特例）
※学校施設以外の公共施設を相手方とする複合化・集約化を図る整備及び特別支援学校の教室（普通教室及び特別教室）不足解消のために行われる整備を併せて行う場合は、特別支援学校の教室不足解消整備の要件確認（別添3参照）を優先して行うため、複合化・集約化の要件確認（チェックシート、図面の提出）は不要です。
2. **大規模改造（空調）における屋内運動場への空調新設工事の算定割合引上げ**
令和4年度：1/3
令和5年度：1/2（算定割合の特例）
3. **空調設置工事と併せて行う断熱性確保工事に係る経費の算定**
令和4年度：空調単価に包含
令和5年度：その他単価にて算定可能
4. **エレベーター整備における増築工事に係る経費の算定**
令和4年度：障害児等対策単価に包含
令和5年度：新增築単価にて算定可能
※改修事業で面積の増を伴う場合は、文部科学省へ事前相談が必要です。
5. **アドバイザー業務及び導入可能性調査に要する経費の補助対象化**
令和4年度：措置なし
令和5年度：補助対象化（実工事費に計上可能）
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。）第2条第2項に規定する特定事業の実施に必要なアドバイザー業務及び導入可能性調査に要する経費を補助対象とし、実工事費に計上可能とする。
6. **補助時限が終了する事業**
「大規模改造（老朽）」、「木の教育環境整備事業」、「ラグビー競技を実施できるスポーツ施設の整備に関する事業」については、国庫補助時限（令和4年度まで）を延長せず廃止とします。

7. 認定こども園の整備

令和4年度：幼稚園型認定こども園及び幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園については学校施設環境改善交付金にて補助可能

令和5年度：こども家庭庁の創設に伴い、認定こども園の整備は「就学前教育・保育施設整備交付金」に統合されるため、学校施設環境改善交付金の対象外

8. 長寿命化改良等の改修比率を用いる事業

令和3年度より、建築単価に昇降機設置及び空調設置に要する経費を加味したことや令和4・5年度に標準仕様を改定したことに伴い、単価構成比率を別表1～4のように変更することとしていますので、整備内容に応じて見直しを行ってください。

別表1 改修比率算定表【校舎、寄宿舍】

工種		①改修範囲の割合(%)					②単価構成比率(%)	③改修比率 ①×②(%)
		(なし)	(一部分)	(半分)	(大部分)	(全面)		
建築	防水	0	25	50	75	100	2.8	
	外装	0	25	50	75	100	2.7	
	内装	0	25	50	75	100	20.4	
	建具 (外部)	0	25	50	75	100	7.6	
	建具 (内部)	0	25	50	75	100	2.1	
電気設備		0	25	50	75	100	8.8	
機械設備		0	25	50	75	100	14.7	
昇降機		0	25	50	75	100	1.8	
全面改修		—————					60.9	

※機械設備に空調設備を含むものとする。

別表2 改修比率算定表【屋内運動場】

工 種		①改修範囲の割合(%)					②単価構成 比率(%)	③改修比率 ①×②(%)
		(なし)	(一部分)	(半分)	(大部分)	(全面)		
建築	防水	0	25	50	75	100	2.7	
	外装	0	25	50	75	100	1.3	
	内装	0	25	50	75	100	17.9	
	建具 (外部)	0	25	50	75	100	7.3	
	建具 (内部)	0	25	50	75	100	1.8	
電気設備		0	25	50	75	100	9.9	
機械設備		0	25	50	75	100	3.1	
空調設備		0	25	50	75	100	10.6	
全面改修							54.6	

※空調工事を実施しない場合は、空調設備設置有りの建築単価を用いた上で、空調設備の割合を0とする。

別表3 長寿命化改良事業に係る改修比率算定表【校舎、寄宿舍】

工 種		①改修範囲の割合(%)					②単価構成 比率(%)	③改修比率 ①×②(%)
		(なし)	(一部分)	(半分)	(大部分)	(全面)		
建築	防水	0	25	50	75	100	2.8	
	外装	0	25	50	75	100	2.7	
	内装	0	25	50	75	100	20.4	
	建具 (外部)	0	25	50	75	100	7.6	
	建具 (内部)	0	25	50	75	100	2.1	
電気設備		0	25	50	75	100	8.8	
機械設備		0	25	50	75	100	14.7	
昇降機		0	25	50	75	100	1.8	
長寿命化		100					5.9	
全面改修							66.8	

※機械設備に空調設備を含むものとする。

別表4 長寿命化改良事業に係る改修比率算定表【屋内運動場】

工 種		①改修範囲の割合(%)					②単価構成 比率(%)	③改修比率 ①×②(%)	
		(なし)	(一部分)	(半分)	(大部分)	(全面)			
建築	防水	0	25	50	75	100	2.7		
	外装	0	25	50	75	100	1.3		
	内装	0	25	50	75	100	17.9		
	建具 (外部)	0	25	50	75	100	7.3		
	建具 (内部)	0	25	50	75	100	1.8		
電気設備		0	25	50	75	100	9.9		
機械設備		0	25	50	75	100	3.1		
空調設備		0	25	50	75	100	10.6		
長寿命化		100						10.5	
全面改修								65.1	

※空調工事を実施しない場合は、空調設備設置有りの建築単価を用いた上で、空調設備の割合を0とする。

< 詳細備考欄への記入事項 >

1. 再計上事業

- 再計上事業について文部科学省に事前相談を行った上で、事業計画への計上を行う場合
執行事務管理システムの詳細備考欄に以下を入力ください。

「再計上 ○（事前相談済）」

- 交付対象経費（国庫補助額）1億円以上の事業で再計上事業に該当しない場合
執行事務管理システムの詳細備考欄に以下を入力ください。

「再計上 ×」

2. 特別支援学校の教室（普通教室及び特別教室）不足解消のために行われる整備（危険改築、不適格改築、長寿命化改良、大規模改造（教育内容））の算定割合引上げ

添付の事業概要（案）記載の要件等を満たし、算定割合引上げの対象に該当する場合、
執行事務管理システムの詳細備考欄に、当該整備前後の教室数を以下のように入力ください。

「特支教室数○○室→△△室」

< 「買収区分」欄への記入事項 >

- コンセッション方式の導入に係る経費を補助対象経費に含めた P F I コンセッション方式事業

導入可能性調査を実施し、コンセッション方式で P F I 事業を実施したものについては
執行事務管理システムの「買収区分」欄で「P F I 事業（コンセッション）」を選択ください。

※導入可能性調査に学校施設環境改善交付金以外の補助金が入っていない場合に限る。